

東伊豆都市計画  
都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針

令和3年3月

静岡県

## 目 次

1	都市計画の目標	
(1)	都市づくりの基本理念	1
(2)	地域毎の市街地像	1
	附図1 将来市街地像図	3
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
(1)	区域区分の決定の有無	4
3	主要な都市計画の決定の方針	
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
1)	主要用途の配置の方針	5
2)	市街地の土地利用の方針	5
3)	その他の土地利用の方針	6
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
1)	交通施設の都市計画の決定の方針	7
2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
1)	主要な市街地開発事業の決定の方針	9
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
1)	基本方針	10
2)	主要な緑地の配置の方針	10
3)	実現のための具体の都市計画制度の方針	11
(5)	都市防災に関する都市計画の決定の方針	12

## 東伊豆都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

東伊豆都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりの理念、将来の都市構造については、2035年（令和17年）の姿として策定する。また、区域区分、都市施設の整備等については、2025年（令和7年）の姿として策定する。

目標年次	2025年（令和7年）（基準年次から10年後）
	2035年（令和17年）（基準年次から20年後）

東伊豆都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、伊豆半島東海岸の中央部に位置し、天城山系の山々と相模灘に囲まれた、豊かな自然環境と温泉が豊富に湧き出ているという地域特性から、県内外から多くの観光客が訪れる観光都市としての都市づくりが進められているところである。

今後は、限られた資・財源を有効に活用しながら、本区域の特性を活かした豊かな自然と共生する滞在型観光都市として、さらなる交流人口の拡大を目指すとともに、快適で暮らしやすい生活環境の創出と拠点性を高めた都市づくりが望まれている。

さらに、人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点を形成するとともに拠点間の連携を促進し、自然的環境と共生した集約連携型都市構造の実現を目指す。

併せて、平時から大規模自然災害に備え、復興の機会に、都市の将来を見据えた強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

以上を踏まえ、本区域の将来都市像を「豊かな自然の中で、心ふれあい人と人がつながるまち」と設定し、都市づくりの基本理念を次のとおり設定する。

- ① 観光や移住・定住による人々の交流を活かす魅力と活気あるまちづくり
- ② 誰もが地域の一員として相互に支えあう、ともに生きる豊かなまちづくり
- ③ 自然環境の保全と景観形成による魅力ある美しいまちづくり
- ④ 集約拠点の形成と区域内外の連携によるまちづくり
- ⑤ 災害の最小化と迅速な復興により、安心して暮らせるまちづくり

#### (2) 地域毎の市街地像

本区域の市街地及び集落は、急峻な地形と自然環境のもと、国道135号と伊豆急行線を軸として限られた平坦地や河川流域の斜面地に配置されている。この特性を踏まえ、豊かな自然環境と調和しつつ、地域資源を活かした市街地及び集落地を形成する。

本区域における地域毎の市街地像は次に示すとおりである。

#### 1) 住宅地域

住宅地域は、本区域の中心である稲取地区、副次的な中心であり温泉街でもある奈良本地区及び土地区画整理事業が実施され良好な住環境が形成されている片瀬・白田地区の3地区を中心に形成されており、それぞれの地域特性を踏まえながら観光産業と漁業を主体とした市街地環境の維持・向上を図る。

#### 2) 商業・業務地域

商業・業務地域は、本区域の行政機能の中心である稲取地区及び本区域の副次的な役割を果たしている奈良本地区を拠点として形成されており、住民の公共サービスや日常の購買活動の場であるとともに、温泉街としての環境を維持・向上させながら観光商業の活性化を図る。

#### 3) 農業地域

稲取地区、片瀬・白田地区、奈良本地区といった市街地及び大川地区、北川地区の集落地の後背部に広がる農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は本区域の農業の生産基盤であるとともに、無秩序な市街化の抑制に重要な役割を果たすものとして、今後とも保全する。

#### 4) 集落地域

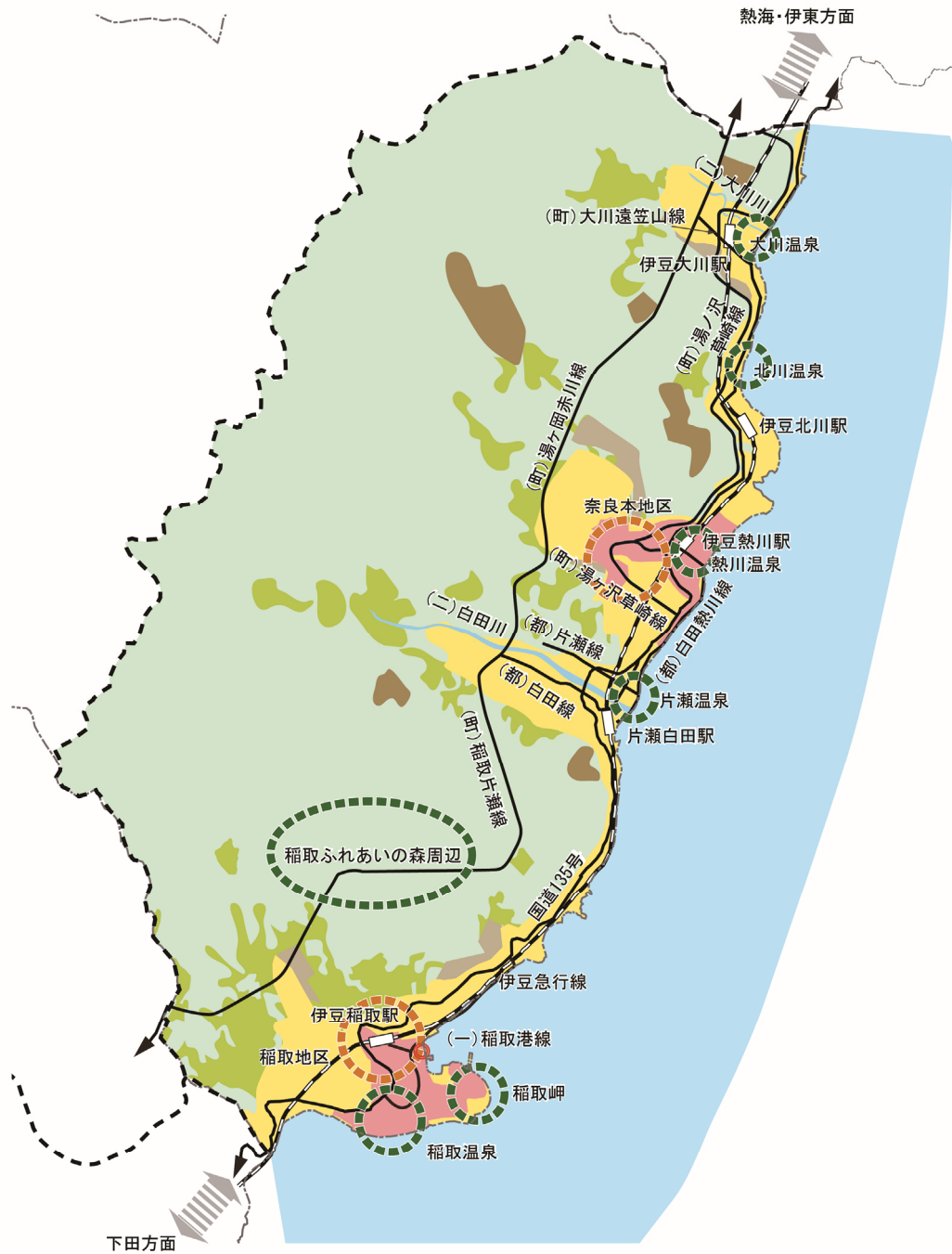
稲取地区の入谷・水下地区及び奈良本地区には、農業を主体とした既存集落地が、大川地区及び北川地区には、漁業・観光を主体とした既存集落地が形成されており、今後もこれらを取り囲む自然環境及び農業・漁業環境との調和を優先しながら生活環境の改善に努める。

また、丘陵地に整備されている別荘地は定住化が進み、定住人口の増加が見込まれることから、周辺の自然環境と調和した良好な住宅地として維持する。

#### 5) 自然保全地域

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。今後とも、天城山系や相模灘といった良好な景観を有する豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境との調和を前提として、観光・レクリエーション機能の拠点としての利用を図る。

附図1 将来市街地像図



	地域拠点		住宅地域
	観光・レクリエーション拠点		商業・業務地域
	広域連携軸		農業地域
	幹線道路		自然保全地域
	鉄道		集落地域
	行政区域界		集落地域(別荘地)
	都市計画区域界		海・河川
			町役場

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域を定量的及び定性的検討により総合的に判断した結果、人口規模が小さく今後とも減少すると想定され、市街化圧力は弱いと判断される。

また、本区域は、急峻な地形条件から市街地は海岸部のわずかな平坦地に位置し、都市的開発可能地が限られ、無秩序な市街化の進展も想定されない。

以上のことから、本区域においては、区域区分制度の導入は行わないものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1) 主要用途の配置の方針

本区域には用途地域が指定されていないため、土地利用現況を基に主要用途の配置の方針を示す。

##### ① 住宅地

本区域における住宅地は、伊豆急行線伊豆稲取駅を中心とした稲取地区、伊豆急行線片瀬白田駅を中心とした片瀬・白田地区及び伊豆急行線伊豆熱川駅を中心とした奈良本地区の3地区に配置する。

稲取地区には、海岸部の漁業集落地と、温泉街を中心とした商業地の外側に戸建て住宅を中心とした住宅地区を配置する。この住宅地は、漁村及び温泉街から発展した市街地であることから、戸建て住宅地ではあるが、中密度住宅地を形成する。

片瀬・白田地区には、土地区画整理事業による基盤整備が実施された良好な環境を有する低密度な戸建て住宅地を配置する。

奈良本地区には、海岸沿いの漁業集落地と温泉街の外側に、戸建て住宅を主体とした低密度住宅地を配置する。

##### ② 商業・業務地

本区域における行政機能の中心を担う伊豆急行線伊豆稲取駅前から稲取漁港、東伊豆町役場及び稲取小学校にかけての区域を中心商業・業務地として配置する。

本区域における行政の副次的な機能を担う奈良本地区の旧町役場熱川支所周辺地区を近隣商業・業務地として配置する。

伊豆急行線片瀬白田駅前は、片瀬・白田地区の公共サービスや日常の購買活動の場としての役割を果たす近隣商業・業務地として配置する。

##### 2) 市街地の土地利用の方針

##### ① 土地の高度利用に関する方針

稲取地区の中心商業・業務地は、稲取観光の玄関口として伊豆急行線伊豆稲取駅周辺及び稲取漁港周辺市街地の再整備により、本区域の商業及び行政拠点としての充実を図る。

##### ② 居住機能の改善又は維持に関する方針

稲取地区は、比較的高密度で密集した市街地が形成されていることから、狭小な宅地、狭あい道路、広場等の不足等、防災面から環境改善が望まれる住宅地であるが、土地区画整理事業等の面的整備事業の実施が難しいことから、地区計画や建築協定による環境改善と小規模な公園、区画街路等の整備による防災機能の向上にあわせた環境改善を図る。

土地区画整理事業により整備された片瀬・白田地区について、住宅と宿泊施設、商業施設等が調和した良好な環境を維持するため、地区計画の指定等を検討する。

奈良本地区西側の住宅地は、農業集落の面影を残した低密度な住宅地であり、今後も戸建て住宅を中心とした住宅地として、区画街路や街区公園等の基盤整備とあ

わせた緑豊かな居住環境の形成を図る。

その他、市街地内の空き地や空き家を含む未利用地は積極的な利活用を図る。

### 3) その他の土地利用の方針

#### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地域等の優良な農地については、今後ともその保全を図る。

特に、稲取り市街地周辺の入谷・水田地区は、昔からみかん、観賞植物等の栽培が盛んな農業地域であり、引き続き豊かな農業環境と自然環境の調和を図る。

片瀬・白田地区の市街地周辺は、果樹やわさび栽培を中心とした個性ある農業の振興と、豊かな自然を活用した観光の振興を進める。

大川集落地周辺は、施設園芸を中心とした農業が盛んで、農地保全事業も実施されていることから、今後ともその保全を図る。

#### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

稲取り地区の東町隧道周辺及び片瀬・白田地区の片瀬海岸周辺は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、大雨や地震時に崖崩れ等の危険性があるため市街化を抑制する。

土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等の規制を図る。また、災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の適正な管理や、それらと近接・隣接する地区における適正な土地利用規制を実施する。

その他、溢水、湛水、津波、高潮等のおそれがある区域についても開発を抑制する。

また、市街地をとりまく森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能等の災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制する。

#### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

稲取り地区入谷の丘陵部等に位置する細野高原は、豊かな自然環境が保全されている地区であり、自然観察園等として保全を図る。

本区域海岸部の市街地及び集落地を除く区域は、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域となっており、自然環境を保全すべき地域とする。

#### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な市街地整備の検討を行う地区では、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で、農林業等との調整を行った後、用途地域の指定や地区計画制度の適用等により、適正な立地を図る。

既存集落地において居住環境の維持・向上を図る必要がある地区においては、地区計画制度の適用を検討し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る。

既に都市的土地利用がなされている区域においては、基盤整備の状況、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討する。



## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本区域の骨格交通体系をなす国道 135 号及び伊豆急行線は、主要な市街地及び集落地が分布する海岸部において、南北に配置・運行されており、本区域の生活面・観光面において非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、国道 135 号については、代替機能を果たす南北方向の主要幹線道路が他に存在しないため、週末や観光シーズンにおいて慢性的な交通渋滞が発生するとともに、地形上、常に災害による道路寸断の危険性を有している。また、海岸部と内陸丘陵部を結ぶ東西に配置されている道路は、海岸部の市街地及び主要な集落と内陸部の農業地域を連絡しているものの、区域西側において天城連山に阻まれ、行き止まり道路となっている。

本区域においては、今後、信頼性が高く安全な道路網の形成が必要とされるとともに、人口減少や高齢化の進展、地球温暖化等、社会情勢の変化に対応した交通体系の整備が求められる。

このような状況を踏まえ、次の基本方針に基づき交通体系の整備を進めるものとする。

- ・ 国道 135 号の機能を補完する道路として、町道湯ヶ岡赤川線の整備を促進するとともに、伊豆スカイライン等の広域交通路との連絡道路の検討を行う。
- ・ 海岸部の稲取地区、奈良本地区等の主要な市街地及び集落地を通る国道 135 号、及び伊豆急行各駅と、町道湯ヶ岡赤川線を連絡する東西の道路の整備を促進し、海岸部と内陸部を円滑に結ぶ交通体系の形成を図る。
- ・ 生活道路の拡幅や歩道設置、ユニバーサルデザイン化の推進により、住民や観光客にとって安全で快適な道路環境を整備する。
- ・ 公共交通は、基幹産業である観光を支える重要なインフラでもあることから、住民及び観光客に対応した維持可能な交通としての環境整備を図る。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### ア. 道路

本区域では、将来の交通需要に対応するため、今後、以下の道路等を配置し、円滑な自動車交通の確保及び機能的な道路網の構成を図る。

##### ・ 主要幹線道路

都市間交通や圏域内通過交通等の交通を処理する道路として、国道 135 号を配置する。

##### ・ 幹線道路

広域の主要幹線と主要集落間を連絡し、日常生活及び観光交通の連携を強化する幹線道路として、白田地区には 3・5・3 白田線を、稲取地区には一般県道稲取港線を、奈良本地区と片瀬・白田地区の連絡のため 3・5・2 白田熱川線及び町道湯ヶ岡赤川線をそれぞれ配置する。また、これらの道路を補完するため、3・4・1 片瀬線、町道稲取

片瀬線、町道湯ノ沢草崎線及び町道大川遠笠山線を配置する。

その他、区域内における生活交通の利便性・安全性を確保するため、交通安全対策事業や交通規制等との調整を図りながら、主要町道等を適切に配置する。

#### イ. 交通広場

交通結節点として、伊豆急行線片瀬白田駅に駅前広場を配置する。

また、稲取地区の玄関口として、伊豆急行線伊豆稲取駅前地区の整備とあわせて駅前広場の整備、充実に努める。

#### ③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設

種別	名称
道路	3・4・1 片瀬線
	3・5・3 白田線

(注) おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

### 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

##### ア. 下水道及び河川の整備の方針

##### ・下水道

静岡県生活排水処理長期計画に基づき他の汚水処理施設との経済比較や水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に判断し、効率的かつ早期に整備可能となる手法により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図る。

##### ・河川

本区域には、二級河川稲取大川水系稲取大川、二級河川白田川水系白田川、川久保川、二級河川濁川水系濁川、二級河川大川川水系大川川等があり、いずれも天城山麓から相模灘に向かって急峻な傾斜地を流れている。今後、機能的な都市活動を確保できるよう、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修を推進する。また、森林、農地の保全、流出抑制対策も含めた総合的な治水対策を推進する。

これら河川の整備に当たっては、川沿いの散策路や親水施設の整備と一体的に環境に配慮した水辺の創出に努める。

#### イ. 整備水準の目標

##### ・河川

河川整備計画等に定める一定規模の降雨に対応できる流下能力を確保するよう、河川の改修に努める。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### ・河川

河川改修は、市街化における開発と調整を図る必要のある河川等、緊急性の高い河川を優先的に整備する。

### 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

住民の快適な生活環境を保持するため、ごみ焼却場等の既存都市施設の適切な維持管理に努め、老朽化の見られる施設や機能向上・運営の合理化を図る必要がある施設については、順次計画的な改修・整備を図る。また、既存施設の効率的な運用に配慮した上で、隣接都市を含めた生活圏を単位とした必要量を把握し、不足施設の整備を図る。

#### ② 主要な施設の配置の方針

供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理等が可能となる地区に配置を行う。

ごみ焼却場として、稲取地区に東伊豆町・河津町ごみ共同処理施設（エコクリーンセンター東河）を配置する。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域には、漁業集落や温泉街が発展した3つの市街地が形成されており、それぞれが漁業集落や温泉街特有の高密度な建物立地や用途混在の問題を抱えている。これらの市街地は、防災面、居住環境の面から改善の必要性は高いが、一方では、昔からの生活環境やまちとしてのたたずまいを保全することも重要であると考えられることから、大規模な市街地改造を進めるのではなく、狭あい道路の解消や広場等の整備とともに、各種規制・誘導手法による整備を図る。

##### ② 整備方針

伊豆急行線伊豆稲取駅前地区は、稲取地区の玄関口であり、本区域の中心商業地としての環境整備を図るため、駅前広場整備、駅前再開発事業の検討を図る。また、稲取漁港背後地、町道稲取停車場線沿道の中心商業・業務地区及び伊豆急行線伊豆熱川駅前地区は、現状の漁業集落や温泉街としてのたたずまいを保全しつつ、環境改善に努める。特に、相模灘に面して温泉旅館が集積する地区は、斜面の緑を保全しつつ、その中に立地するホテル等と斜面緑地や太平洋等の自然景観とが調和し、景観的にも美しいまちづくりに努める。

稲取地区の西町、田町等の住宅地は、区画街路、公園等の施設整備とあわせ、起伏のある地形を活かした緑豊かな住宅地としての環境整備に努める。

片瀬・白田地区の国道135号と町道湯ヶ岡赤川線間の住宅地は、3・4・1片瀬線及び3・5・3白田線の整備促進と、公園等の施設整備を図りつつ、住宅地としての環境整備に努める。また、片瀬・白田地区海岸部は、3・5・2白田熱川線の整備を促進するとともに、海辺の温泉街としての環境整備に努める。一方、既に土地区画整理事業が完了している片瀬・白田地区の国道135号より海岸側の住宅地については、今後とも良好な居住環境の維持に努める。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### 1) 基本方針

###### ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、大部分が山地、丘陵地によって構成され、天城山系と相模灘に囲まれた自然豊かな地域である。特に、富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸線や市街地を取り囲む斜面地に展開するみかん畑等は、本区域の豊かな自然景観の特徴といえる。また、区域内に存在する緑地は、野生生物の生息環境として貴重であり、地球温暖化対策にも有効であることから、今後ともこれら豊かな自然環境の保全・育成に努める必要がある。

基本方針としては、箒木山、浅間山及び大峰山などの山地・丘陵地と相模灘の海岸線に連続するクロマツ林・照葉樹林帯を骨格としつつ、細野高原に点在する湿地帯や稲取大川・白田川・濁川、大川川といった河川等の野生生物の生息環境の保全に重点を置き、施設緑地及び地域制緑地を計画的に配置する。

###### ② 都市公園の整備目標量

年 次	2015 年 (平成 27 年)	2025 年 (令和 7 年)
都市計画区域内人口 1 人あたり目標水準	0.7 m <sup>2</sup> /人	0.9 m <sup>2</sup> /人

##### 2) 主要な緑地の配置の方針

###### ① 環境保全系統の配置の方針

本区域の市街地・集落地を囲む、丘陵部の樹林地、樹園地及び河川については、市街地の骨格形成に資する緑地として配置する。

箒木山、浅間山及び大峰山等の山地丘陵部の樹林地は、野生生物が生息する自然地として保全する。特に、細野高原に点在する湿地帯は、湿性植物等の自生地が残る貴重な自然資源であるため、今後とも積極的に保全する。また、稲取大川、白田川、濁川、大川川等の河川を野生生物が生息する自然地として保全し、上流部から下流部の市街地内へ自然を運び込む緑地の軸として配置する。

市街地及び集落地に近接するみかん畑を主とする樹園地は、本区域を特徴づける緑地であり、特に稲取地区及び奈良本地区では、市街地を取り囲むみかん畑は、今後とも保全する。

稲取岬一帯には、どんつく神社や八幡神社の社寺林が残っており、歴史的・文化的価値を有する緑地として今後とも保全に努める。また、天然記念物に指定されている済広寺のカヤの木は、今後とも保全に努める。

###### ② レクリエーション系統の配置の方針

住区基幹公園は、誘致距離と周辺の土地利用状況や都市形態を考慮しながら、地域住民の日常レクリエーション需要に対応するよう適切な配置を検討する。また、稲取ふれあいの森や花の咲く丘公園周辺にかけての一带は民間レクリエーション施

設も集積していることから、これらの施設の有機的な連携を図る。さらに、稲取岬の樹林地は、貴重な景観資源及び歴史的資源としての保全に努めるとともに、地域住民や観光客の憩いの場となるよう風致公園としての配置を検討する。

海岸線に沿った樹林地は、現況の保全を前提として、遊歩道等を整備することにより、観光・レクリエーション施設として優れた自然資源の活用を図る。

### ③ 防災系統の配置の方針

住宅が密集する区域には、地震や津波等の災害発生時の避難地として公園、小中学校の校庭等を中心とした避難地及び避難路を計画的に配置する。

### ④ 景観構成系統の配置の方針

市街地及び集落地からの近景を構成する斜面地に広がるみかん畑及びその背後に連なる箒木山、浅間山、大峰山等は、本区域の骨格を形成する自然景観として配置し、積極的に保全する。富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸線沿いは、急傾斜地に分布するクロマツ林や照葉樹林によって変化に富んだ景観を構成しているため、本区域を特徴づける貴重な景観として配置し、積極的に保全する。

稲取岬周辺は、斜面緑地にホテル等が立地し自然景観に恵まれた観光商業地を形成していることから、稲取地区の景観を特徴づける緑地として配置し、斜面緑地の積極的な保全・活用とともに、周辺環境と調和した街並みの誘導を図る。

市街地内及びこれに近接する社寺林は、地域社会の景観を構成する緑地として配置し、積極的に保全する。

## 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

### ① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (単位: m <sup>2</sup> /人)	
		2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)
街区公園	住区構成及び種別ごとの誘致距離、需要予測の検討をもとに配置する。	—	—
近隣公園		—	—
地区公園		—	—
総合公園		—	—
運動公園		—	—
その他の公園	自然的、歴史的条件を考慮して、緑地緑道等を配置する。	—	—
緑地等		0.7	0.9
都市公園計		0.7	0.9

( ) 内は用途地域内人口1人あたり面積

(注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

## ② その他の緑地の指定目標及び指定方針

### ア. 風致地区

稲取地区及び奈良本地区の市街地周辺を取り囲む斜面緑地について、良好な自然的景観を有した緑地の保全を目的に指定を検討する。

### イ. 特別緑地保全地区

湿性植物等の自生地が残る細野高原地区について貴重な自然地の保全を目的とした指定を検討する。

## (5) 都市防災に関する都市計画の決定の方針

### 基本方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組む。

また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画の策定を促進する。